

# 伊勢市公報

第 324 号  
令和元年5月7日  
火曜日

## 目次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則	3
○ 伊勢市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則	5
○ 伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則等の一部を改正する規則	8
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	11
<b>告 示</b>	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	13
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	14
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	15
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	16
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	17
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	18
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	19
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	20
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	21
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	22
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	23
○ 伊勢市労働福祉会館の使用料の収納の事務の委託について	24
○ 道路の供用開始について	25
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	26
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	27
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	28
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	29
○ 指定緊急避難場所の指定の取消しについて	30
○ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の告示事項の変更について	32
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	33
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	35
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	36
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	37
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	38
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	40
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	41
○ 平成31年3月末財政状況の公表について	42
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	48
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	49
<b>公 告</b>	
○ 犬の抑留について	50
○ 農用地利用集積計画について	51

○ 都市公園の供用開始について	52
-----------------	----

**上下水道事業公告**

○ 公共下水道事業受益者負担金の平成 31 年度賦課対象区域について	53
------------------------------------	----

伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 4 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 19 号

伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則  
伊勢市福祉施設指定管理者選定委員会規則（平成 22 年伊勢市規則第 26  
号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に次の 1 号を加える。

(7) 伊勢市障害児放課後等支援施設

附 則

この規則は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

伊勢市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 4 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 20 号

伊勢市情報公開条例施行規則等の一部を改正する規則

(伊勢市情報公開条例施行規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市情報公開条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表文書、図面及び写真の項及びフィルム及び電磁的記録の項中「日本工業規格 A 列 3 番」を「日本産業規格 A 列 3 番」に改める。

(伊勢市火災予防条例施行規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市火災予防条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 158 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号及び様式第 2 号の 3 中「日本工業規格 A 4」を「日本産業規格 A 列 4 番」に改める。

様式第 3 号中「日本工業規格 A 3」を「日本産業規格 A 列 3 番」に、「日本工業規格 A 4」を「日本産業規格 A 列 4 番」に改める。

様式第 3 号の 2 中「日本工業規格 A 3」を「日本産業規格 A 列 3 番」に改める。

様式第 4 号から様式第 13 号の 3 までの規定、様式第 13 号の 6 及び様式第 13 号の 8 中「日本工業規格 A 4」を「日本産業規格 A 列 4 番」に改める。

(伊勢市防火対象物定期点検報告制度に関する規則の一部改正)

第 3 条 伊勢市防火対象物定期点検報告制度に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 160 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格 A 4」を「日本産業規格 A 列 4 番」に改める。

(伊勢市危険物規制規則の一部改正)

第 4 条 伊勢市危険物規制規則（平成 17 年伊勢市規則第 159 号）の一部を

次のように改正する。

様式第 1 号中「あて先」を「宛先」に、「日本工業規格 A 4」を「日本産業規格 A 列 4 番」に改める。

様式第 2 号中「日本工業規格 A 4」を「日本産業規格 A 列 4 番」に改める。

様式第 11 号、様式第 18 号及び様式第 19 号中「あて先」を「宛先」に、「日本工業規格 A 4」を「日本産業規格 A 列 4 番」に改める。

様式第 20 号及び様式第 21 号中「  
様」を「(宛先) 伊勢市長」に、「日本工業規格 A 4」を「日本産業規格 A 列 4 番」に改める。

様式第 22 号中「あて先」を「宛先」に、「日本工業規格 A 4」を「日本産業規格 A 列 4 番」に改める。

様式第 23 号中「  
様」を「(宛先) 伊勢市消防長」に、「日本工業規格 A 4」を「日本産業規格 A 列 4 番」に改める。

様式第 24 号中「  
様」を「(宛先) 伊勢市長」に、「日本工業規格 A 4」を「日本産業規格 A 列 4 番」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある第 2 条の規定による改正前の伊勢市火災予防条例施行規則、第 3 条の規定による改正前の伊勢市防火対象物定期点検報告制度に関する規則及び第 4 条の規定による改正前の伊勢市危険物規制規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施

行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 4 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一



## 伊勢市規則第21号

伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則等の一部を改正する規則

(伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第1条 伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年伊勢市規則第58号)の一部を次のように改正する。

様式第7号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第21号の2中「平成 年 月」を「 年 月」に改める。

(伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則(平成24年伊勢市規則第24号)の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第7号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第19号中「平成 年 月」を「 年 月」に改める。

(伊勢市建設工事検査規則の一部改正)

第3条 伊勢市建設工事検査規則(平成17年伊勢市規則第132号)の一部を次のように改正する。

様式第13号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

(伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行規則(平成24年伊勢市規則第21号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「平成 年 月」を「 年 月」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 31 年 4 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第22号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) オルトートルイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 43 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、野村町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 31 年 4 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 遠 藤 淳 一

伊勢市野村町 5589 番地 6

変更後 野 呂 行 弘

伊勢市野村町 5562 番地 1

伊勢市告示第 44 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
上條区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定  
により告示します。

平成 31 年 4 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 奥 井 義 博

伊勢市御菌町上條 536 番地 2

変更後 藤 下 敬 次

伊勢市御菌町上條 1642 番地 4

伊勢市告示第 45 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
檜原町会自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規  
定により告示します。

平成 31 年 4 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 北 村 敦

伊勢市檜原町 121 番地

変更後 右 京 俊 光

伊勢市檜原町 1580 番地

伊勢市告示第 46 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
小木町から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により  
告示します。

平成 31 年 4 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	下 倉 明
	伊勢市小木町 445 番地 6
変更後	大 西 光 夫
	伊勢市小木町 403 番地 2



伊勢市告示第 47 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
いせ上野台自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の  
規定により告示します。

平成 31 年 4 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	大 世 古 吉 弘
	伊勢市上野町 3343 番地
変更後	辻 久 遠
	伊勢市上野町 3522 番地

伊勢市告示第 48 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
下野町自治区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定  
により告示します。

平成 31 年 4 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	古 川 久 晴
	伊勢市下野町 690 番地 2
変更後	古 川 善 正
	伊勢市下野町 657 番地

伊勢市告示第 49 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
上区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に  
より告示します。

平成 31 年 4 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	藤 原 正 文
	伊勢市西豊浜町 107 番地 2
変更後	中 西 司
	伊勢市西豊浜町 1548 番地

伊勢市告示第 50 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、藤ヒルズ自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 31 年 4 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	平 子 佳 宏
	伊勢市藤里町 189 番地 47
変更後	南 晋 介
	伊勢市藤里町 189 番地 80

伊勢市告示第 51 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
下長屋区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により  
告示します。

平成 31 年 4 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 西 好 一 郎

伊勢市御菌町長屋 1131 番地 2

変更後 西 村 勝

伊勢市御菌町長屋 1267 番地 1

伊勢市告示第 52 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、高向区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 31 年 4 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 吉 崎 孝

伊勢市御菌町高向 2533 番地 1

変更後 辻 村 幸 春

伊勢市御菌町高向 2384 番地

伊勢市告示第 53 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
神田町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に  
より告示します。

平成 31 年 4 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 大 倉 洋 介

伊勢市神田久志本町 963 番地 9

変更後 楠 木 宏

伊勢市神田久志本町 804 番地 7

伊勢市告示第 54 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市労働福祉会館の使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 31 年 4 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務を委託を受けた者

伊勢市西豊浜町 141 番地 1

公益社団法人 伊勢市シルバー人材センター

理事長 角前 明

2 委託期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで



伊勢市告示第 55 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 31 年 4 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
神田久志本 黒瀬線	神田久志本町 761 番 1 地先から 神田久志本町 761 番 1 地先まで	令和元年 5 月 15 日

伊勢市告示第 56 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
城田団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規  
定により告示します。

平成 31 年 4 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	西 岡 良 明
	伊勢市上地町 450 番地 43
変更後	大 久 保 国 雄
	伊勢市上地町 395 番地 23

伊勢市告示第 57 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
神菌町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定  
により告示します。

平成 31 年 4 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	内 山 勲
	伊勢市神菌町 1138 番地
変更後	木 場 本 清 美
	伊勢市神菌町 9 番地 1

伊勢市告示第 58 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
村松町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ  
り告示します。

平成 31 年 4 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 濱 口 松 美

伊勢市村松町 3983 番地 1

変更後 竹 内 肇

伊勢市村松町 3751 番地 2

伊勢市告示第 59 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
上地町上組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に  
より告示します。

平成 31 年 4 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	長 澤 直 也
	伊勢市上地町 1689 番地 5
変更後	西 山 直 樹
	伊勢市上地町 1679 番地

伊勢市告示第 60 号

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 4 第 1 項の規定により指定緊急避難場所を指定し、及び同法第 49 条の 6 第 1 項の規定により指定緊急避難場所の指定を取り消したので、同法第 49 条の 4 第 3 項及び第 49 条の 6 第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 31 年 4 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定した指定緊急避難場所

	所在地	名称	指定緊急避難場所		指定避難所	安全度 ランク
			津波 以外	津波		
1	宇治館町 510 番地	三重交通 G スポーツの杜伊勢（三重県営総合競技場陸上競技場）	○	-	-	☆☆☆
2	二見町今一色 874 番地 191	二見町今一色 津波避難施設	-	○	-	☆☆
3	植山町 461 番地	桜浜中学校校舎	2 階 以上	2 階 以上	-	☆☆
4	植山町 461 番地	桜浜中学校体育館	2 階	2 階	○	☆☆

備考 この表において「安全度ランク」とは、災害や身体等の状況に応じてできる限り安全な避難所を、市民の方が目指す指標とするため設定したものです。

☆☆☆ 十分に安全な避難所

☆☆ 一定の安全性が確保された避難所

☆ 一部の安全性が確認されていない避難所

▲ 一部に安全性を満たしていない避難所

## 2 指定を取り消した指定緊急避難場所

所在地	名称	指定緊急避難場所		指定避難所	安全度ランク
		津波以外	津波		
二見町今一色3	旧今一色小学校校舎	2階	2階	-	▲
		屋上	屋上	-	☆
二見町今一色874番地516	今一色津波避難タワー	-	○	-	☆
八日市場町13番13	サンライフ伊勢	2階以上	2階以上	○	☆☆

備考 この表において「安全度ランク」とは、災害や身体等の状況に応じてできる限り安全な避難所を、市民の方が目指す指標とするため設定したものです。

☆☆☆ 十分に安全な避難所

☆☆ 一定の安全性が確保された避難所

☆ 一部の安全性が確認されていない避難所

▲ 一部に安全性を満たしていない避難所

伊勢市告示第 61 号

平成 28 年 3 月 30 日伊勢市告示第 38 号（指定緊急避難場所及び指定避難所の指定について）の一部を次のように変更します。

平成 31 年 4 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

本則の表 20 の項中「2 階以上」及び「☆☆☆」を削り、同表 53 の項を次のように改める。

53	削除					
----	----	--	--	--	--	--

本則の表 70 の項中「伊勢市立豊浜中学校校舎」を「旧伊勢市立豊浜中学校校舎」に改め、同表 71 の項中「伊勢市立豊浜中学校体育館」を「旧伊勢市立豊浜中学校体育館」に改め、同表 82 の項中「伊勢市立北浜中学校校舎」を「旧伊勢市立北浜中学校校舎」に改め、同表 83 の項中「伊勢市立北浜中学校体育館」を「旧伊勢市立北浜中学校体育館」に改め、同表 94 の項を次のように改める。

94	削除					
----	----	--	--	--	--	--

本則の表 112 の項を次のように改める。

112	削除					
-----	----	--	--	--	--	--

本則の表 116 の項を次のように改める。

116	削除					
-----	----	--	--	--	--	--



## 伊勢市告示第 62 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
円座町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定  
により告示します。

平成 31 年 4 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 規約に定める目的

#### 変更前

本会は、下記に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、  
良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館等、施設の維持管理および共有財産の保全
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関する事

#### 変更後

本会は、下記に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、  
良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 自治会館等、施設の維持管理及び共有財産の保全
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関する事

## 2 規約に定める解散の事由

### 変更前

地方自治法第 260 条の 2 第 15 項において準用する民法（明治 29 年法律第 89 号）第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項の規定による場合。ただし、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得たとき。

### 変更後

- (1) 地方自治法第 260 条の 20
- (2) 総会員の 4 分の 3 以上の承認による総会の議決

伊勢市告示第 63 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、西神田町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 31 年 4 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 田 隆 人
	伊勢市神久 3 丁目 2 番 12 号
変更後	西 井 隆 磨
	伊勢市神久 3 丁目 2 番 54 号

伊勢市告示第 64 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
植山町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定  
により告示します。

平成 31 年 4 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	石 原 信 生
	伊勢市植山町 45 番地
変更後	角 谷 浩
	伊勢市植山町 54 番地

伊勢市告示第 65 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、横輪町町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 31 年 4 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 西 悦 夫

伊勢市横輪町 785 番地

変更後 上 田 和 夫

伊勢市横輪町 761 番地 1

## 伊勢市告示第 66 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、上長屋区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 31 年 4 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 区域

#### 変更前

伊勢市御菌町長屋 49 番地 1 から 54 番地まで、72 番地 1 から 84 番地 2 まで、109 番地 1 から 138 番地 3 まで、164 番地 1 から 299 番地まで、341 番地 1 から 357 番地 18 まで、410 番地 2 から 715 番地まで、1288 番地から 1408 番地 1 まで、1602 番地から 1717 番地 2 まで、2245 番地から 2263 番地まで及び 2342 番地 1 から 3161 番地までの区域

#### 変更後

伊勢市御菌町長屋 49 番地 1 から 54 番地まで、72 番地 1 から 84 番地 2 まで、109 番地 1 から 138 番地 3 まで、164 番地 1 から 299 番地まで、341 番地 1 から 357 番地 18 まで、410 番地 2 から 426 番地 2 まで、448 番地、462 番地から 715 番地まで、1288 番地から 1408 番地 1 まで、1670 番地 1 から 1696 番地 2 まで、1704 番地 1 から 1704 番地 4 まで、1708 番地 1 から 1717 番地 11 まで、2263 番地、2342 番地 1 から 2620 番地まで並びに 2651 番地から 3161 番地まで(2745 番地を除く。)の

区域

伊勢市告示第 67 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、森区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 31 年 4 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	川 面 吉 弘
	伊勢市西豊浜町 5428 番地 4
変更後	森 井 喜 代 治
	伊勢市西豊浜町 1837 番地



伊勢市告示第 68 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、サンパークタウン自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 31 年 4 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	河 北 文 子
	伊勢市上野町 355 番地 194
変更後	岡 山 安 生
	伊勢市上野町 355 番地 18

伊勢市財政状況公表条例（平成17年伊勢市条例第48号）の規定により、平成31年3月末における本市の財政状況を、次のとおり公表します。  
平成31年4月26日

伊勢市長 鈴木 健一

## 伊 勢 市 の 財 政

## 1 3月末における人口、世帯数、面積の状況

人 口	126,060 人	(平成30年度現計予算1人当たり	461,747 円)
世 帯 数	55,202 世帯	(平成30年度現計予算1世帯当たり	1,054,452 円)
面 積	208.35 k㎡		

## 2 平成30年度一般会計予算の状況

(単位 千円)

歳 入					歳 出				
項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)/(A) %	項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	支出済額 (B)	(B)/(A) %
市 税	16,400,000	28.2	16,405,441	100.0	議 会 費	331,810	0.6	326,822	98.5
地 方 譲 与 税	310,001	0.5	337,211	108.8	総 務 費	5,953,927	10.2	4,823,414	81.0
利 子 割 交 付 金	40,000	0.1	38,347	95.9	民 生 費	19,148,583	32.9	17,510,999	91.4
配 当 割 交 付 金	55,000	0.1	77,187	140.3	衛 生 費	7,618,057	13.1	7,012,856	92.1
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	55,000	0.1	61,921	112.6	労 働 費	58,729	0.1	49,987	85.1
地 方 消 費 税 交 付 金	2,200,000	3.8	2,378,097	108.1	農 林 水 産 業 費	1,283,186	2.2	678,419	52.9
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	14,000	0.0	15,360	109.7	商 工 費	430,186	0.7	278,167	64.7
自 動 車 取 得 税 交 付 金	120,000	0.2	128,158	106.8	観 光 費	764,887	1.3	605,293	79.1
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	79,520	0.1	79,520	100.0	土 木 費	5,722,808	9.8	4,508,527	78.8
地 方 特 例 交 付 金	86,266	0.2	86,266	100.0	消 防 費	2,628,830	4.5	2,200,023	83.7
地 方 交 付 税	10,299,925	17.7	10,549,896	102.4	教 育 費	8,091,350	13.9	6,949,167	85.9
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	13,583	0.0	13,654	100.5	災 害 復 旧 費	510,950	0.9	314,456	61.5
分 担 金 及 び 負 担 金	887,021	1.5	838,197	94.5	公 債 費	5,619,335	9.7	4,404,461	78.4
使 用 料 及 び 手 数 料	357,952	0.6	344,905	96.4	諸 支 出 金	2	0.0	0	0.0
国 庫 支 出 金	7,324,450	12.6	6,956,653	95.0	予 備 費	45,217	0.1	0	0.0
県 支 出 金	3,267,153	5.6	3,030,910	92.8					
財 産 収 入	49,324	0.1	53,576	108.6					
寄 附 金	90,239	0.2	96,111	106.5					
繰 入 金	4,720,704	8.1	19,161	0.4					
繰 越 金	691,082	1.2	691,083	100.0					
諸 収 入	766,037	1.3	589,713	77.0					
市 債	10,380,600	17.8	679,800	6.5					
合 計	58,207,857	100.0	43,471,167	74.7	合 計	58,207,857	100.0	49,662,591	85.3

※歳入の県支出金及び諸収入については、繰越明許費繰越財源を、国庫支出金、繰越金及び市債については、繰越明許費繰越財源及び継続費通次繰越財源を含みます。また、歳出の民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、観光費、土木費、消防費及び災害復旧費については、繰越明許費繰越額を、総務費については、継続費通次繰越額を、教育費については、繰越明許費繰越額及び継続費通次繰越額を含みます。

## ○ 市税の状況

(単位 千円)

項目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	備考
市民税	7,452,000	45.4	7,334,835	98.4	
固定資産税	6,505,413	39.7	6,626,043	101.9	
軽自動車税	356,000	2.2	370,138	104.0	
市たばこ税	720,587	4.4	683,753	94.9	
入湯税	23,000	0.1	28,326	123.2	
都市計画税	1,343,000	8.2	1,362,346	101.4	
合計	16,400,000	100.0	16,405,441	100.0	

## ○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

項目	予算現額	構成割合 %	備考
消費的経費	31,547,603	54.2	
人件費	8,314,917	14.3	
物件費	8,098,886	13.9	※
維持補修費	360,580	0.6	
扶助費	10,902,580	18.7	
補助費等	3,870,640	6.7	※
投資的経費	10,626,329	18.3	
普通建設事業	10,137,301	17.4	※
災害復旧事業	489,028	0.9	※
失業対策事業	0	0.0	
その他の経費	16,033,925	27.5	
貸付金	3,097	0.0	
公債費	5,619,335	9.6	
投資及び 出資金	2,377,500	4.1	※
積立金	68,654	0.1	
繰出金	7,920,124	13.6	
予備費	45,215	0.1	
合計	58,207,857	100.0	

※繰越明許費繰越額及び継続費通次繰越額を含みます。

## 3 平成30年度特別会計予算執行状況

(単位 千円)

会 計 別	予 算 現 額	収 入 済 額	支 出 済 額	備 考
国民健康保険特別会計	12,936,326	11,835,122	12,060,207	
後期高齢者医療特別会計	3,060,770	3,082,908	2,830,050	
介護保険特別会計	13,634,524	13,195,130	12,233,217	
住宅新築資金等貸付事業 特 別 会 計	5,982	6,195	4,463	
観光交通対策特別会計	615,358	571,571	403,473	
土地取得特別会計	257,733	125,343	120,240	
合 計	30,510,693	28,816,269	27,651,650	

4 市債の状況

(単位 千円)

目 的 別		借 入 先 別		
一 般 会 計 債	50,195,083	政府資金	財 務 省	20,851,505
総 務 債	1,026,707		( 旧 ) 日 本 郵 政 公 社	1,409,096
民 生 債	491,455	地方公共団体金融機構		8,638,237
衛 生 債	3,231,399	三 重 県		23,223
労 働 債	16,176	共 済 組 合 等		3,025,122
農 林 水 産 業 債	2,626,170	銀 行 等		16,253,092
商 工 債	53,002			
観 光 債	31,128			
土 木 債	7,880,520			
公 営 住 宅 債	379,160			
消 防 債	3,753,477			
教 育 債	7,617,459			
災 害 復 旧 債	69,474			
減 税 補 て ん 債	472,969			
臨 時 財 政 対 策 債	22,545,987			
特 別 会 計 債	5,192			
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 債	5,192			
合 計	50,200,275	合 計		50,200,275

5 一時借入金の状況

区 分	借入金残金	借入先	備 考
—	—	—	

6 市有財産の状況

区 分		現 在 高	備 考
土 地		4,002,987.18 m <sup>2</sup>	
建 物		513,328.78 m <sup>2</sup>	
動 産		23 個	
物 権		2,208.55 m <sup>2</sup>	
基 金		28,288,380 千円	
有 価 証 券 ・ 出 資 金 等		1,149,372 千円	
物品取得価格50万円 以上のもの	車 両	305 台	
	そ の 他	640 点	
無 体 財 産 権		6 件	

(単位 千円)

(単位 千円)

歳 入			歳 出			項 目	予算現額	構成割合 %	備 考
項 目	予 算 額	構成割合 %	項 目	予 算 額	構成割合 %				
市 税	16,400,000	32.2	議 会 費	312,000	0.6	消 費 的 経 費	31,806,028	62.5	
地 方 譲 与 税	332,000	0.7	総 務 費	4,564,653	9.0	人 件 費	8,170,594	16.1	
利 子 割 交 付 金	40,000	0.1	民 生 費	19,494,275	38.3	物 件 費	8,286,976	16.3	
配 当 割 交 付 金	60,000	0.1	衛 生 費	4,752,692	9.3	維 持 補 修 費	328,324	0.6	
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	55,000	0.1	労 働 費	57,430	0.1	扶 助 費	11,375,410	22.3	
地 方 消 費 税 交 付 金	2,280,000	4.5	農 林 水 産 業 費	857,877	1.7	補 助 費 等	3,644,724	7.2	
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	14,000	0.0	商 工 費	361,665	0.7	投 資 的 経 費	5,748,814	11.3	
自 動 車 取 得 税 交 付 金	60,000	0.1	観 光 費	685,963	1.3	普 通 建 設 事 業	5,748,778	11.3	
環 境 性 能 割 交 付 金	20,000	0.0	土 木 費	6,292,184	12.4	災 害 復 旧 事 業	36	0.0	
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	79,000	0.2	消 防 費	2,249,374	4.4	失 業 対 策 事 業	0	0.0	
地 方 特 例 交 付 金	95,000	0.2	教 育 費	5,554,401	10.9	そ の 他 の 経 費	13,353,108	26.2	
地 方 交 付 税	9,980,000	19.6	災 害 復 旧 費	36	0.0	貸 付 金	1,000	0.0	
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	16,000	0.0	公 債 費	5,675,398	11.1	公 債 費	5,675,398	11.2	
分 担 金 及 び 負 担 金	860,387	1.7	諸 支 出 金	2	0.1	投 資 及 び 金 出 資	9,900	0.0	
使 用 料 及 び 手 数 料	360,143	0.7	予 備 費	50,000	0.1	積 立 金	72,091	0.1	
国 庫 支 出 金	6,614,691	13.0				繰 出 金	7,544,719	14.8	
県 支 出 金	3,361,390	6.6				予 備 費	50,000	0.1	
財 産 収 入	69,894	0.1				合 計	50,907,950	100.0	
寄 附 金	80,002	0.2							
繰 入 金	4,192,120	8.2							
繰 越 金	50,000	0.1							
諸 収 入	565,323	1.1							
市 債	5,323,000	10.5							
合 計	50,907,950	100.0	合 計	50,907,950	100.0				

## ○ 市税

(単位 千円)

項 目	予算額	構成割合 %	備 考
市 民 税	7,403,000	45.1	
固 定 資 産 税	6,557,669	40.0	
軽 自 動 車 税	371,600	2.3	
市 た ば こ 税	706,731	4.3	
入 湯 税	23,000	0.1	
都 市 計 画 税	1,338,000	8.2	
合 計	16,400,000	100.0	

## ○ 特別会計

(単位 千円)

会 計 別	予 算 額	備 考
国民健康保険特別会計	12,756,498	
後期高齢者医療特別会計	3,008,541	
介護保険特別会計	13,994,365	
住宅新築資金等貸付事業 特 別 会 計	4,752	
観光交通対策特別会計	586,353	
土地取得特別会計	1,447,646	
合 計	31,798,155	

## 伊勢市上下水道事業告示第7号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成31年4月17日から2週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口にて備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成31年4月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
平成31年5月1日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
常磐2丁目及び小俣町本町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町1126番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式



伊勢市上下水道事業告示第8号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成31年4月23日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
378	稲葉設備	多気郡多気町西池 上541番地3	平成31年4月15日

伊勢市公告第19号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成31年4月18日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	西豊浜町	柴	茶	雌	中	91日 以上	

2 抑留した日 平成31年4月11日

3 抑留期限 平成31年4月24日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 20 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 31 年 4 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 21 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 31 年 4 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

名 称	位 置	区 域 (m <sup>2</sup> )
小俣本町第 3 公園	伊勢市小俣町本町 341 番 53	231

供用開始の期日 平成 31 年 4 月 26 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

## 伊勢市上下水道事業公告第 2 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 177 号) 附則第 3 項の規定によりなおその例によることとされる合併前の二見町公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 3 年二見町条例第 20 号) 第 5 条、合併前の小俣町下水道事業受益者負担に関する条例(平成 9 年小俣町条例第 17 号) 第 5 条及び合併前の御菌村公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年御菌村条例第 12 号) 第 5 条の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の平成 31 年度賦課対象区域を定めたので公告します。

平成 31 年 4 月 18 日

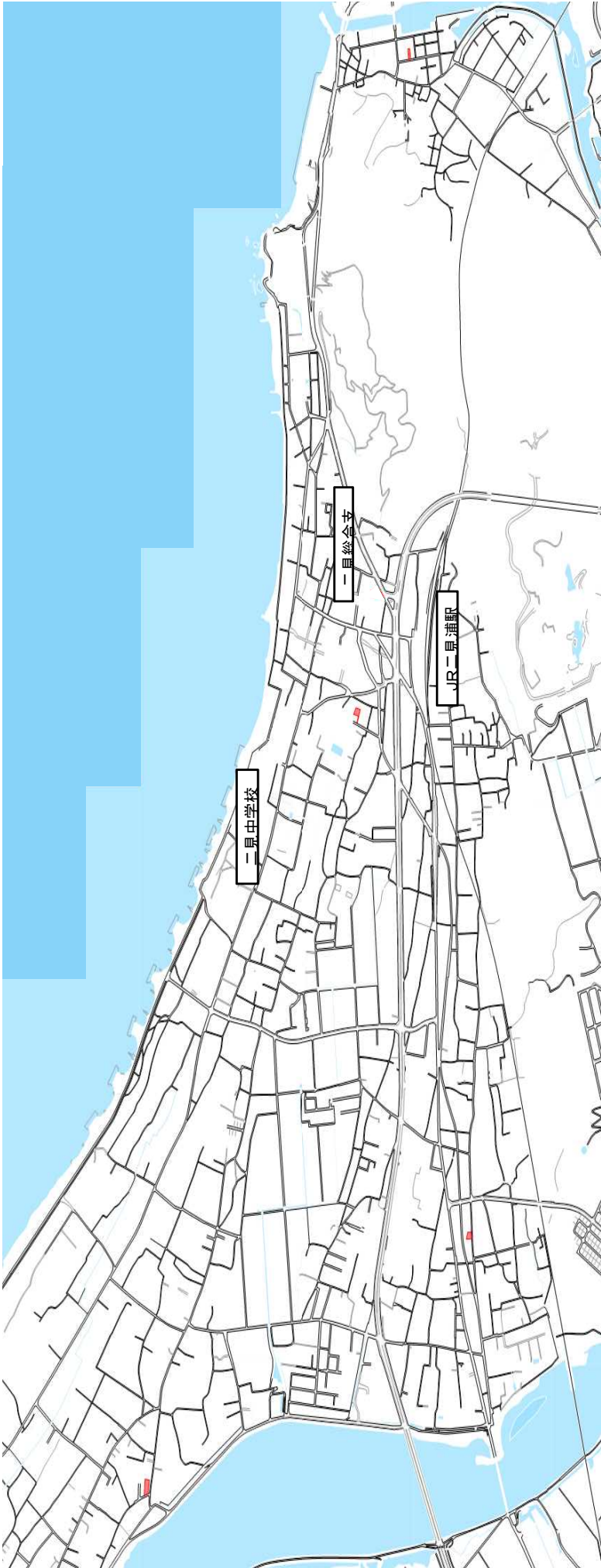
伊勢市長 鈴木 健 一

### 平成 31 年度賦課対象区域

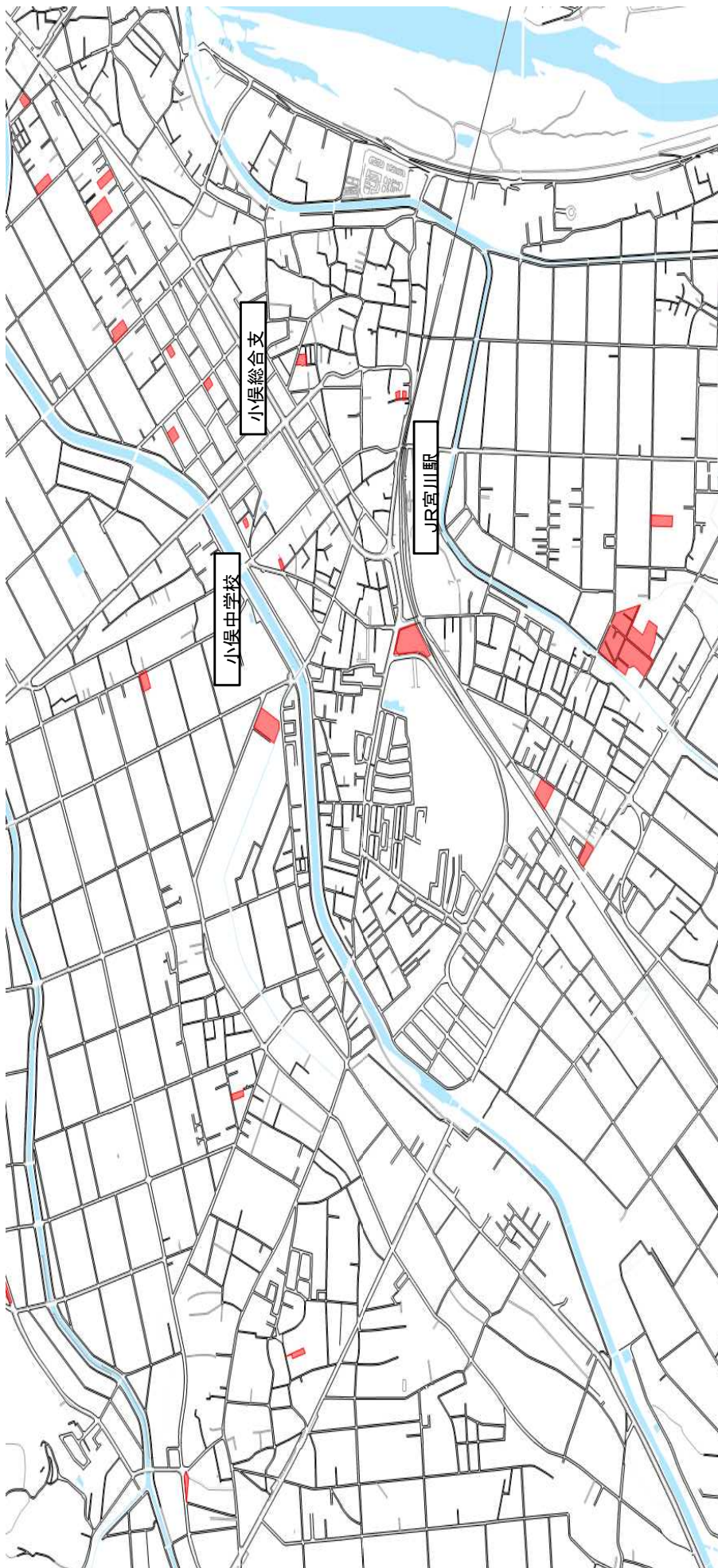
二見町江、二見町溝口、二見町荘、二見町西の各一部

小俣町宮前、小俣町相合、小俣町明野、小俣町元町、小俣町湯田、小俣町新村、小俣町本町の各一部

御菌町高向、御菌町長屋、御菌町新開の各一部



二見地区  
平成31年度 賦課対象区域



小俣地区  
■平成31年度 賦課対象区域



小俣地区  
■ 平成31年度 賦課対象区域





御園地区  
平成31年度 賦課対象区域